

農業分野外国人材確保推進事業実施要領

第1 趣旨

本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、労働力の確保が重要である。このような中、近年、外国人技能実習生を含む外国人労働者数が急増しており、外国人材を地域農業を支える貴重な人材として迎え入れ、その定着を促進する必要がある。

このため、農業分野で活躍する外国人材が、本県で安心して長く就業できるよう、働きやすい就業・生活環境の整備にモデル的に取り組む農業者等を支援する。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- 1 認定農業者又は農業法人、農業協同組合等
- 2 鹿児島県内に事業所を置く者
- 3 鹿児島県内の事業所において外国人材を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること、または年度内に新たに外国人材を雇用する具体的な計画があること。
なお、外国人材は、技能実習生及び特定技能外国人に限る。
- 4 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。

第3 事業の内容

本事業は、外国人材が働きやすい就業・生活環境の整備に向けた取組に要する経費を助成するものであり、次に掲げる事業内容の中から実施する。

- 1 外国人材の技術等向上に資する取組
- 2 外国人材の生活環境の改善に資する取組
- 3 外国人材の就業環境の改善に資する取組
- 4 その他外国人材の定着に資する取組

第4 事業実施計画の承認等

- 1 事業実施主体は、第3の事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に事業実施計画書（別記第2号様式）を添えて、関係する地域振興局・支庁農林水産部長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、提出された事業実施計画が第1の趣旨及び第3の事業内容に沿ったものであることを審査し、その内容が適当と認められるときは、別記第3号様式により当該事業実施計画を承認し、その旨を事業実施主体へ通知するものとする。

第5 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更を行う場合には、第4に準じて事業実施計画の変更を行うものとする。

事業実施計画の重要な変更とは、次に掲げるものとする。

- 1 事業実施主体の変更
- 2 事業費の30%を超える増減

3 補助金額の増又は30%を超える減

第6 事業実績の報告

事業実施主体は、事業実施実績書（別記第4号様式及び別記第2号様式）を、別に定める期日までに、知事に報告するものとする。

第7 事業の推進及び支援体制

県は事業実施主体が実施する事業の効果的な推進を図るため、関係市町村及び団体と連携して、必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 補助率

県は、予算の範囲内において、事業実施に要する経費について、1/2以内を事業実施主体に補助するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。